東急不動産株式会社「(仮称)岩手久慈風力発電事業計画段階環境配慮書」に対 する意見について

令和4年2月8日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)岩手久慈風力発電事業計画 段階環境配慮書」について、東急不動産株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述 べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場所:岩手県久慈市、九戸郡九戸村及び軽米町

・原動力の種類: 風力(陸上)

•出 力: 最大60, 000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年11月16日
環境大臣意見受理	令和4年 1月27日
経済産業大臣意見	令和4年 2月 8日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内 電話03-3501-1742(直通)

東急不動産株式会社「(仮称)岩手久慈風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映すること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中等であることから、本事業との累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価手続中等の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償 措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に 低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し 及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における風車の 影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に 当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、そ の結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、風車の影による 生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋及び森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された水源かん養保安林が存在していることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋等からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ等の猛禽類及びオオハクチョウの主要な渡り経路となっている可能性があるこ

とから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、 予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物及び生熊系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回及び第 7 回調査(植生調査)において、植生自然度が高いとされたハンノキ群落(IV)、ヨシクラス等の植生及び森林法に基づき指定された保安林が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。